

特定行為研修修了者と共に 地域を支える在宅診療の実際

いとうまもる診療所 院長

伊藤 守

いとうまもる診療所

大阪駅から南南西38kmの位置で、電車で1時間 車でも1時間の場所



いとうまもる診療所
Mamoru Ito

当院は神経機能及び動脈硬化に関する検査は専門的な検査が可能です
在宅療養支援診療所 ○ 発熱外来設置 / 感染防止対策診療所 →

外来迅速検査可能 → 在宅支援診療所 → 地域包括診療所 →

072-453-2821
FAX 072-453-0135

各診療科への直通電話はこちら

診療時間 | 診療検査内容 | Newリハビリ | 在宅医療 | 認知症ケア | 整容治療 | ワクチン接種 | お問い合わせ

高い専門性と本格的なオールインワン診療所
いとうまもる診療所

当診療所は24時間、
電話でのお問い合わせを受け付けております。



泉州という場所

岸和田だんじり 水なすび 関西空港

いとうまもる診療所と関連会社(MNN)事業

1. 医療法人つながる：いとうまもる診療所
2. MNN:訪問看護ステーション

	総スタッフ数	常勤数	常勤換算数
総合計	90人	47人	60.3人
看護師	26人	17人	22.6人
特定行為修了者	1人	1人	1人
特定行為研修中	1人	1人	1人

特定行為研修を修了した認定看護師は、訪問看護ステーションの管理者で専任専従で主に相談業務を行う
また、診療所において不定期に皮膚・排泄ケアに対応している。

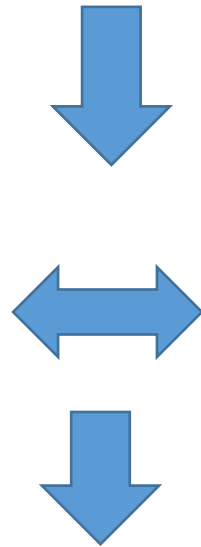
在宅医療における特定行為についてのお話をする前に

1. 家族による特定行為がなされていた場合がある。（カテーテルの交換や胃ろう閉塞時の交換など）
2. 訪問看護師が、緊急避難の処置として特定行為ではないが、技術的には同じ行為がなされていた事がある。（突然気管カニューレやレティナが抜けて再挿入など）

専門的な知識をもつ看護師と共に地域の在宅診療を支える事ができた最初の経験

- 平成24年、在宅医療でフォロー中のALS患者にできた仙骨部の大きな褥瘡

ALSに褥瘡ができるの？
訪問看護師の研修（在宅褥瘡管理者）
と実践だけでは改善に至らず。

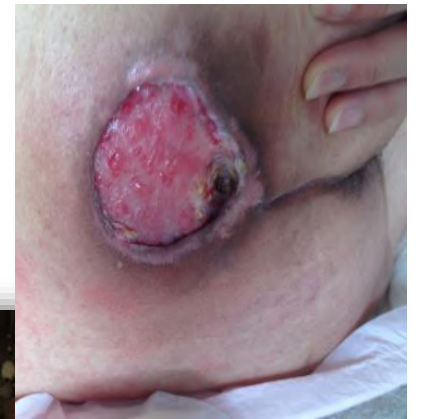


医療機関へ当時のWOC看護師へ
同行を依頼

- 2年半を経過して見事に褥瘡治癒に至り、地域を支えることができた
と実感できた。
- 在宅診療における医師の役割とは、何なのか？
- 専門的な技術と判断ができる看護師は素晴らしい。

50代 仙骨部褥瘡 StageIV ALS、糖尿病 H24年に褥瘡発症悪化

- ⇒創傷のアセスメント
在宅での褥瘡予防ケアについて確認
- ⇒栄養アセスメント
1000Kcal/day
- ⇒褥瘡は治癒傾向
往診医と共にポケット切開実施
DESIGN-R 28点⇒16点
サイズは縮小



その後更に治療を継続し1年後治癒となる

在宅診療医師は、自らの修練だけでなく専門的な知識と技術を持つ看護師との協働によってこそ地域を支えられると確信した。

いとうまもる診療所での認定看護師や 特定行為研修修了者との関わり

1. 平成24~26年：認定看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師）のアウトリーチによる関わり
2. 平成25年：当院にて訪問看護認定看護師養成のための国内留学
3. 平成29年：NP教育課程修了者の就職による関わり
4. 令和4年：皮膚・排泄ケア特定認定看護師の就職による関わり
5. 令和4年：皮膚・排泄ケア認定看護師（B課程）の当院での臨地実習指導による関わり
6. 令和4年：日本看護協会看護研修学校特定行為研修（在宅パッケージ）の当院での臨地実習計画による関わり

NP教育課程修了者である感染管理認定看護師 (13区分) との地域を支えた在宅診療の経験

平成29年 スタッフとして採用

1. 気管カニューレ交換などの行為の協働作業と安定患者での分担も行った。
2. 診療所で認定看護師（NPとしても）として看護診断と予想される治療行為の提案
3. 在宅医療における感染管理についての学術的な論文作成



医師のタスクシフトの実現を体感する事ができた。
一方で、看護師の職場における位置づけに難渋した。

皮膚・排泄ケア特定認定看護師の就職で、地域を支える 在宅診療の充実が可能となった。

令和4年 訪問看護ステーション管理者として採用

1. 褥瘡相談・管理とデブリなどの治療行為
2. リンパ浮腫など様々な皮膚症状に対する相談・管理・アドバイス
3. 様々なカテーテル（ストマ含む）管理と指導



同じ地域圏の病院で活躍されていた看護師でもあり、在宅患者、家族の安心が即座になされた。

特にコロナ禍での在宅移行で、退院前準備が充分でないケースでも、病院からも安心して移行を任せていただけるとし、口コミで患者サイドから安心度が増したと言われた。

在宅医療の中で、特定行為研修修了者が 参加してからの効果

当院の場合は認定看護師でもあった経験である

- 在宅診療医師の専門的でない分野においても、専門的な診療に準じた分野として扱えるようになった。
- 特定行為を非常時の行為としてではなく、医療業務の分担としてでき、業務の効率化ができた。
- 訪問診療時に、地域で困っている他の在宅患者について相談を受ける機会が出てきた。

在宅医療の中で、特定認定看護師を 受け入れた経験からの課題

1. 看護師の特定行為と訪問看護師の技術範囲内での行為との
区別と役割の線びきをどう考えていくのか？
2. 特定行為研修修了者が複数人就職した場合には、待遇と活動
の場づくりをどのようにして考えていくのか？

まとめ

1. 特定行為研修修了者は地域を支える大きな力となりうる事を実感する。
2. 医師のタスクシフトが確実になされると感じられる。
3. それだけにとどまらず、在宅医師単独だけでは地域を支えることが困難であった分野においても、地域を支えられる可能性が開ける可能性を実感できた。

問題提起

1. 在宅医療の中に特定行為研修を修了した看護師が参加していることが標準化されるまでの過渡期の間、内部から研修にどしどし行けるシステムづくりが必要である。
2. 在宅医療においては、すでに特定行為を行った経験をもつ看護師が存在し、外部から特定行為研修修了者を採用する場合、その位置づけをどのように考えるかを更に検討する必要がある。
3. 在宅診療を行っている経営者として考えた場合、特定行為研修を修了した看護師に対する待遇と配置、特定認定看護師、NP教育課程修了者の待遇と配置についても、病院とは違った形で、今後考えて行く必要がある。